

宇都宮地域合併協議会

だより

●発行 宇都宮地域合併協議会
●編集 宇都宮地域合併協議会事務局
〒320-8540 宇都宮市相1-1-5
Tel.028-632-2105 Fax.028-632-5425
E-mail: info@u-gappei.jp

No. 03

平成15年10月22日発行

コヨモスはギリギリ語で
「調和」という意味です。

まちの横顔

～今回は河内町を紹介します～



サギノウ



ドリームプールかわち

今後は、今回承認された行政制度の調整方針をもとに、合併に際して住民の皆さんに行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないように、各種の事務事業の調整を図ることになります。

皆さんも協議会を傍聴してみませんか。協議会では、皆さんのが地域の将来のあり方や住民サービス、負担などについて協議しています。傍聴についてのお知らせは、裏表紙にあります。

第3回の合併協議会が、平成15年9月26日に宇都宮市内のホテルで開かれました。

合併に関する基本4項目が承認されました！

第3回の合併協議会では、「合併の基本4項目」と言わされている「合併の方式」、「合併の期日」、「合併後の市の名称」、「合併後の市の事務所の位置」について承認されました。

■合併の方式

合併の方式は、「上三川町、上河内町、河内町、高根沢町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入する編入合併方式」となりました。合併の方式には、編入合併方式のほかに、合併する市町村の全てを廃止して、その区域をもつて新しい市町村を形成する新設合併方式があります。宇都宮地域においては、宇都宮市への編入合併方式となたたとあります。

合併方式のほかに、合併する市町村の全てを廃止して、その区域をもつて新しい市町村を形成する新設合併方式があります。宇都宮地域においては、宇都宮市への編入合併方式となたたとあります。

合併の期日は、「平成17年3月を日達」とし、具体的な期日は法定の合併協議会において定める」とことなりました。これは、合併特例法の期限と、合併に関する準備作業や手続きにかかる必要な期間等を考慮したものでした。

■合併後の市の名称

合併後の新しい市の名称は、「宇都宮市」となりました。これは、合併の方

式が編入合併方式となつたことや、全国的な知名度などを考慮したものです。

■合併後の市の事務所の位置

合併後の新しい市の事務所（本庁舎）の位置は、現在の宇都宮市役所の本庁舎がある「宇都宮市旭一丁目1番3号」となりました。これは、住民の利便性や交通事情、行政事務の効率化などを考慮したものです。



基本4項目は、合併におけるさまざまな協議事項の前提となるものです。

今後は、宇都宮市への編入合併であることを前提として、行政サービス（各種の補助金など）や住民の負担水準（各種証明書の交付手数料など）といった

行政制度の調整や、合併後の新しい市のまちづくりの計画である「市町建設計画」の策定などをしていくことになります。

合併の期日は、「平成17年3月を日達」とし、具体的な期日は法定の合併協議会において定める」とことなりました。これは、合併特例法の期限と、合併に関する準備作業や手続きにかかる必要な期間等を考慮したものでした。

行政制度の調整方針について

合併の基本4項目が承認されたことを受け、行政制度の調整方針についても承認されました。

合併の基本4項目が承認されたことを受け、行政制度の調整方針についても承認されました。

■調整の必要性と考え方

合併して新しい市をつくるにあたっては、新市としての二体性を確保するとともに、住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることのないよう、調整を図る必要があります。

調整方針の策定にあたっては、以下の6つの考え方を基本としました。

①新市に移行する際に、住民の生活に支障のないよう、速やかな二体性の確保に努める。

②住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

③負担公平の原則に立ち、住民に格差を生じないように努める。

④健全な財政運営に努める。

⑤行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。

⑥地域特性を活かした魅力あるまちづくりに努める。

今後、現在は任意の協議会であり、認された調整方針を基本として、個々の行政制度の調整を図っていくことになります。

また、現在は任意の協議会であり、今後、法定協議会への移行や、合併協議に参加する自治体の変更があるかもしれません、今回承認された事項は原則として尊重されることから、より具体的な協議が行われることになります。

■調整の方針

前に述べた基本的な考え方と、編入合併方式であることなどを考慮し、以下のとおり調整の方針を定めました。

- ①新市における住民福祉の向上に向け、原則として宇都宮市の制度を基準に統一調整を図るものとする。



表紙

●ドリームブルーかわち／白沢街道バイパス沿いの河内町総合運動公園内にある、県内初のドーム型屋内プール。公認25mプール（水深0～1.4mの可動床）、ウォータースライダー、流れのプール、子供用プール、幼児用プール、ジャグジーブールの6種類があり、小さな子供たちから大人まで障害者や高齢者の方と一緒に楽しめます。●サギソウ／河内町の町花。白鷺が飛んでいる姿に似ているためこの名がつきました。7月下旬から8月中旬頃に可憐な花を咲かせます。

魅力ある地域づくりを目指して

・地域自治制度の経過報告・

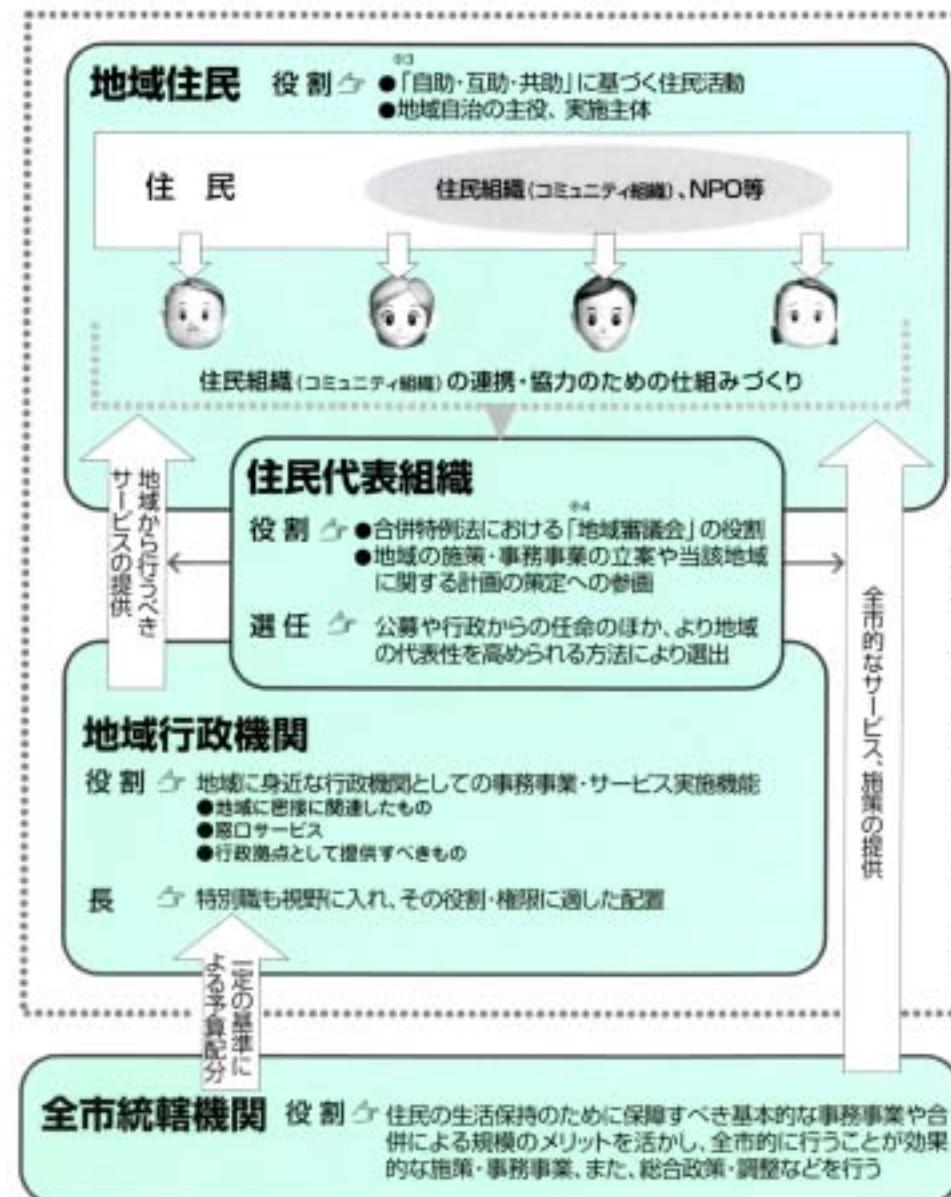
第2号の協議会により地域自治制度構築の基本方針をお知らせしましたが、今回は、地域自治制度小委員会での協議の経過報告をします。なお、この報告については決定されたもので

はなく、今後の協議のなかでさらに検討されることになります。

宇都宮地域が目指す地域自治制度の方向性としては、都市内分権により一定の機能を備えた地域行政機関と、

定の役割を担う住民代表組織が連携し、それぞれの役割を發揮し合うことにより、魅力ある地域づくりを目指すものとなります。なお、地域行政機関及び住民代表組織は、合併前の旧町を単位として設置することになります。そのイメージは左図のとおりです。

宇都宮地域における合併後の地域自治制度のイメージ



*住民代表組織は、条例により制度を保障します。

*地域行政機関の長は、①地域行政機関の事務事業、予算の執行②当該地域に関する計画の策定などを決定することになります。

*地域の裁量による予算執行を可視化する仕組みづくりを行います。

平成15年9月26日(金)に宇都宮市内で第3回合併協議会を開催し、報告申請と審議事項などについて協議が行われました。

報告第3号 委員の変遷について

河内町の橋田委員が代わり、河内町議会議長の柴山昭宣委員が、また、白坂委員に代わり、同議会市町合併問題調査研究特別委員会委員長の福田栄委員が委嘱されました。

報告事項

議案第5号 合併の方式について

上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町を宇都宮市に編入する編入合併となりました。

議案第9号 合併の期日について

平成17年3月を日達として具体的な期日は法定協議会において定めることになりました。

議案第10号 新市の名稱について

「宇都宮市」となりました。

議案第11号 新市の事務所の位置について

現在の宇都宮市役所の位置となりました。

議案第12号 行政制度の調整方針について

合併に際して、住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないよう、行政サービス負担水準の調整を図るために方針を定めました。

その他

(1) 小委員会の審議状況について
市町建設計画、地域自治制度の両小委員会の審議状況について説明がありました。

(2) 行政水準比較表について
市1町の主要行政サービス等を比較した行政水準比較表が示されました。

第3回協議会の報告

一口メモ

※1. 都市内分権／自治体において、より狭域の単位に一定の権限の委譲を行うこと。いわゆる「住民の顔が見える行政」が行われるためにも、特に身近な事務について求められるとしている。
※2. 権利／権利を主張し、行使することのできる能力。
※3. 自助・互助・共助／①個人でできることは個人で解決する(自助)。②個人で解決できないときは、まず、家族が支援する(互助)。③家族で解決できないときは、地域あるいはNPO・NGOが支援する(共助)。
※4. 地域審議会の役割／一般的には市町村建設計画の執行状況に関する答申・意見具申、各種計画に関する答申など。

市町合併シンポジウムのお知らせ

社会構造が日本全体で大きく変わりつつあるなか、行政を取り巻く環境の変化に適切に対応するために「市町村合併」が全国的に検討されています。

今、なぜ合併が必要なのか、その背景などを理解し、宇都宮地域の合併の必要性と将来のまちづくりについて考えるため、シンポジウムを開催します。

合併は将来の世代にも関係する重要な問題です。一人ひとりが合併について考えるためにも、ぜひふるってご参加ください。

日 時

平成15年11月22日(土) 午後1時30分～4時(開場 午後1時～)

会 場

栃木会館小ホール(宇都宮市本町12-11)

※駐車場がありませんので、会場へは公共交通機関をご利用ください。

テ マ

「市町村合併と宇都宮地域の将来像」

内 容

第1部 基調講演 「市町村合併と都市内分権」

講 師 名城大学都市情報学部教授 昇 秀樹 氏

第2部

パネルディスカッション「宇都宮地域の合併とまちづくり」

コーディネーター 昇 秀樹 氏

パネリスト(予定)

福田 富一 氏 (宇都宮市長／宇都宮地域合併協議会会長)

菅 隆 氏 (日産自動車株式会社栃木工場総務部総務課長)

佐藤 和男 氏 (マロニエ医療福祉専門学校福祉部社会福祉学科学部長／栃木県運営適正化委員会委員)

桜井 則子 氏 (河内町農業委員／元河内町農村生活研究グループ協議会会長)

加藤 晴一 氏 (高根沢町行政区長会会長／元高根沢町教育長)

お申込み
お問い合わせ

参加希望の方は、氏名・住所・連絡先・参加人数を事前にお申込みください。(当日参加も可能です。)また、シンポジウムに取り上げてもらいたいテーマや質問などがある方は、11月12日(水)までに協議会事務局にご連絡ください。

電話／028-632-2103・2105・2106 FAX／028-632-5425(宇都宮地域合併協議会事務局)

E-Mail／sympo@u-gappei.jp ※協議会ホームページからもお申込みいただけます。

主催／宇都宮地域合併協議会・宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・高根沢町

お
知
ら
せ

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。

- ◆アドレス <http://www.u-gappei.jp/>
- ◆Eメール info@u-gappei.jp

・各市町ホームページ・

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上三川町 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>
- 高根沢町 <http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/>

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。傍聴受付は、定員(20名)になり次第締め切らせていただきます。ただし、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。

●会場／宇都宮ロイヤルホテル(3階エーベルホール)
●傍聴受付／午後1時30分から午後2時55分まで
●第4回合併協議会が開催されます。
●日時／平成15年11月4日(火)